

刈谷市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を抑制するため、地域猫活動を行う団体に対し交付する刈谷市地域猫不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼い主がなく、市内に住み着いている猫で、地域において適切に管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 愛知県が策定した所有者のいない猫の適正管理マニュアルに基づく活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体 地域猫活動を行う団体をいう。
- (4) 不妊・去勢手術 獣医師が地域猫に行う不妊手術（卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。以下同じ。）又は去勢手術（精巣を摘出する手術をいう。以下同じ。）をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、地域猫活動団体のうち、次条第2項の規定により登録の承認を受けた団体とする。

(登録申請等)

第4条 登録の承認を受けようとする地域猫活動団体は、地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動団体の構成員の住所及び氏名が分かるもの
- (2) 承諾書（様式第2号）

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その適否について地域猫活動団体登録承認・不承認通知書（様式第3号）により当該申請書を提出した地域猫活動団体に通知するものとする。

3 前項の規定により登録の承認を受けた地域猫活動団体（以下「登録団体」という。）は、団体を解散したとき又は次に掲げる事項に変更があったときは、地域

猫活動団体解散・登録事項変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならぬ。この場合において、第3号に掲げる事項を変更するときは、第1項第1号に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 団体名
 - (2) 団体の代表者に関する事項
 - (3) 構成員
 - (4) 活動場所
- (団体登録の取消し)

第5条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消し、地域猫活動団体登録取消通知書（様式第5号）により、当該登録団体にその旨を通知するものとする。

- (1) 登録団体の活動が地域猫活動に該当しないとき。
- (2) 登録団体の登録事項の内容が実態と著しく異なっているとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業は、登録団体が管理する地域猫に不妊・去勢手術を行い、当該不妊・去勢手術を受けた猫に手術済であることを識別することができる措置を行う事業とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、不妊・去勢手術に要する費用の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき1万円
- (2) 去勢手術 1匹につき5,000円

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする登録団体は、地域猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼請求書（様式第6号）に不妊・去勢手術に要した費用の領収書の写しを添えて、当該不妊・去勢手術を行った日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第10条の規定による実績報告は、前条の規定による交付の申請をも

って行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。